

2021年4月28日

大阪地検特捜部 御中

関電原発マネー不正還流を告発する会

徹底捜査を求める申し入れ

関電元役員が不正な金品を受領し、また役員報酬等の闇補填問題を行っていた問題で、私たちが提出した告発状は昨年10月5日に受理され、厳正な捜査が進んでいるものと理解していた。しかし、毎日新聞が「立件を見送る方向で調整に入った模様だ。関係者が明らかにした。」「地検は今後、上級庁と最終協議して慎重に判断する。」と報じている。

関係者がいかなる人物かや記事の真偽は明らかでないが、改めて捜査を尽くし、被告発人らを立件するよう求める。

記事が金品受領問題で立件が難しい理由としてあげているのは、森山氏の死去で金品提供の趣旨に関する供述を得られていないことである。しかし、そんなことは事件が明るみに出た時から自明のことであり、理由にならない。被告発人らは、関電株主有志が起こした株主代表訴訟においても、恥ずかしげもなく「金品は預かっていただけ」といまだに主張し、反省していない。また、関西電力は第三者からなる取締役責任調査委員会から不正発注による損害は少なくとも金品受領額を下回らないと報告を受けたにもかかわらず、不正発注による損害賠償を訴訟で請求せず、旧役員らをかばっている。そのような被告発人や関電の任意の供述、資料提供、上申書の類は信用することができず、強制捜査をもって証拠をそろえて矛盾を突き崩す必要がある。ところが、貴捜査部はいまだに強制捜査を行っておらず、やるべきことを尽くしているとは到底言えない。

役員報酬等の闇補填問題についても、関電が設置した第三者によるコンプライアンス委員会等が認定した事実からすれば、自己や第三者の利益を図る目的で職務に背いて会社に損害を与えたことは明らかである。任意の調査でコンプライアンス委員会ができたことを捜査権を持つ検察ができないのであれば、検察への信頼は地に落ちることになる。

本件は、市民から徴収した電気料金を用いて、原発利権を温存し、原発村の住民たちが自らの私欲を満たそうとした悪質な事件であり、市民の関心が高いことから多くの市民が被告発人に名前を連ねている。私たち市民が納得できるよう捜査を尽くすよう重ねて求めるものである。